

保存版

福祉パス

ICカード ポケットガイド



目次

● 福祉乗車制度について	1
● 地域コミュニティ交通での利用について	2
● 福祉乗車証(福祉パス)	
・ 単独乗車証	3
・ 介護付乗車証・介護者用通行証	4
● 福祉パス利用にあたっての注意点	13
● 無料で利用できる交通機関と区間	15
● 神戸市域外を無料で乗車できる区間	23
● 福祉パスの再発行手続き等	
・ 紛失又は盗難にあった場合	26
・ 汚損・破損した場合	28
・ 福祉パスが不良等で使用できない場合	29
・ 福祉パスの交付資格がなくなった場合等	30
● 不正使用が行われた場合	31
● その他	32
● 各社個別の注意事項	34
● 福祉パスQ & A	37
● 付録	
・ 地方公共団体等特殊乗車証付IC証票取扱規程	41
・ 神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証取扱細則	44

福祉乗車制度について

神戸市では、市内在住の障害のある人などに対して、神戸市バス・市営地下鉄・市内を運行する民営バス(神姫バス(シティーループを除く)・神姫ゾーンバス・神鉄バス・山陽バス・阪神バス・阪急バス)・地域コミュニティ交通・ポートライナー・六甲ライナーが無料で利用できる福祉乗車証(福祉パス)をお渡ししています。

福祉乗車証(福祉パス)により
無料で利用可能な交通機関

鉄 道

神戸市営地下鉄

ポートライナー、六甲ライナー

バ ス

神戸市バス

神姫バス(シティーループを除く)、
神姫ゾーンバス

山陽バス

神鉄バス

阪神バス

阪急バス

地域コミュニティ交通

※福祉パス(単独乗車証、介護付乗車証・介護者用通行証含む)では、身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引は適用されません。

② 介護付乗車証・介護者用通行証

次の方には、券面に氏名を記載された方(記名人)のみ使用可能な「介護付乗車証(①表示分)」と、記名人の介護のために同乗する方1名が使用可能な「介護者用通行証(②表示分)」が交付されます。

- ・第1種身体障害者の方
- ・知的障害者の方
- ・精神障害者1級の方

③ 介護付乗車証(記名人のみ使用可能)

表面



裏面



※裏面にお名前と電話番号を、油性ペンなどペン先の柔らかいもので消えないように書いてください。

④ 介護者用通行証 (記名人の介護のため同乗する方1名が使用可能)

表面



裏面



※裏面にお名前(介護を受けられる方のお名前)と電話番号を、油性ペンなどペン先の柔らかいもので消えないように書いてください。

! ご注意

介護者用通行証は、単独で利用することはできません。

単独で使用した場合は「不正使用」となり、記名人の介護付乗車証も無効回収し、発行を停止します。必ず記名人と同乗して使用してください。

③ 福祉パスの有効期間

福祉パスは券面に記載されている有効期限までご利用いただけます。(毎年の交換の必要はありません)

④ 福祉パスの使い方

福祉パスをバスのICカード読み取り部や、地下鉄等のIC対応改札機のICカード読み取り部に1秒程度タッチしていただきます。「ピッ」と音がして、読み取り部周辺が青または緑色に光り、料金表示部に「ありがとうございます」等の文字が表示(一部機器を除く)されると、ICカードの読み取りが完了し、無料でご乗車いただけます。

※ICカードが正しく読み取れない場合は、普通運賃でのご利用になります。

⑤ 福祉パスの対象区間外での利用

福祉パスへ入金(チャージ)することで、福祉パスの対象区間外についても、PiTaPaがお使いいただける交通機関であれば、普通運賃でご利用いただくことができます。なお、この場合、福祉パスでは身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引の適用はできませんのでご注意ください。対象区間外での利用にあたっては、ご利用の交通機関の運送約款等の取扱いとなります。

対象区間外でのご利用には、必ず事前の入金(チャージ)が必要です。

※普通運賃でのご利用となり、身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引は適用されません。

入金(チャージ)のできる場所

市営地下鉄、ポートライナー・六甲ライナーの他、JRや私鉄などPiTaPaがお使いいただける交通機関の券売機などで入金(チャージ)できます。入金できる金額は1,000円単位で、最大20,000円までです。(方法についてはP.12参照)

福祉パスを、バスに設置のICカード読み取り部や地下鉄等のIC対応改札機のICカード読み取り部に1秒程度タッチすることにより(「ピッ」と音がして、読み取り部周辺が青または緑色に光り、料金表示部に「ありがとうございました」等の文字が表示されます。※一部機器を除く)、無料でご乗車できます。

介護者と同乗して利用する場合は、「介護付乗車証(㊦表示分)」と「介護者用通行証(㊧表示分)」を、それぞれ1枚ずつICカード読み取り部にタッチしてください。(P.10参照)

● 記名人が単独で利用する場合 (ICカードのタッチが困難な場合は乗務員または駅係員にお声かけください。)

バスの場合

福祉パスをご用意ください。



乗車時に福祉パスをICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。福祉パス対象地域外からのご乗車の場合も必ずICカード読み取り部にタッチしてください。



降車時も福祉パスをICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。



バスを降車してください。

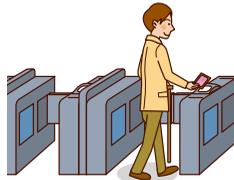


市営地下鉄、ポートライナー・六甲ライナーの場合

福祉パスをご用意ください。



入場時に福祉パスをICカード対応改札機のICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。



出場時もICカード対応改札機のICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。



改札機を通過できます。



* 福祉パスを改札機の磁気カードの投入口に絶対に入れないでください。

改札機の故障や福祉パスが破損することがあります。

● **介護者と同乗して利用する場合** (ICカードのタッチが困難な場合は乗務員または駅係員にお声かけください。)

バスの場合

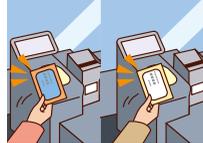
ご自身の福祉パス(㊦表示分)及び介護者用通行証(㊧表示分)をご用意ください。



乗車時にご自身が福祉パス(㊦表示分)を、介護する方が介護者用通行証(㊧表示分)をそれぞれICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。福祉バス対象地域外からのご乗車の場合も必ずICカード読み取り部にタッチしてください。



降車時も、ご自身は福祉パス(㊦表示分)を、介護する方は介護者用通行証(㊧表示分)をそれぞれICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。



バスを降車してください。



市営地下鉄、ポータルライナー・六甲ライナーの場合

ご自身の福祉パス(㊦表示分)及び介護者用通行証(㊧表示分)をご用意ください。



入場時に、ご自身は福祉パス(㊦表示分)を、介護する方は介護者用通行証(㊧表示分)をそれぞれICカード対応改札機のICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。



出場時も、ご自身は福祉パス(㊦表示分)を、介護する方は介護者用通行証(㊧表示分)をそれぞれICカード対応改札機のICカード読み取り部に1秒程度タッチしてください。



改札機を通過できます。



* 福祉パスを改札機の磁気カードの投入口に絶対に入れないでください。

改札機の故障や福祉パスが破損することがあります。

<ご注意> 介護付乗車証の利用にあたっては、下記の
・介護者用通行証は、対象区間では単独で利用すること
単独で使用した場合は「不正使用」となり、記名人の介
・対象区間外で利用する場合は、事前に入金(チャージ)
(身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関か

点にご注意ください。
はできません。
介護付乗車証も無効回収し、発行を停止します。
した金額から普通運賃が引き去られます。
らの割引の適用はできません)

【参考】入金(チャージ)の方法

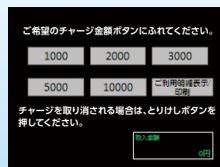
※福祉パス対象区間を利用する場合には、入金(チャージ)する必要はありません。対象区間外を乗車する場合のみ、入金(チャージ)が必要になります。

※機械によっては手順が異なる場合があります。
券売機、精算機で入金できます。

福祉パスを券売機に差し込みます。
(必ずパスケースから取り出してください)



入金する金額を選びます。



お金を入れます。
※千円単位での入金になります。



入金が完了し、
利用可能になります。

※対象区間外では普通運賃でのご利用となり、身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引は適用されません。



福祉パス利用にあたっての注意点

- 福祉パスを改札機の磁気カードの投入口に絶対に入れないでください。改札機の故障や福祉パスが破損することがあります。

! ご注意

福祉パス(ICカード)を磁気カードの投入口へ入れないでください。



- 乗車時と降車時にカードの読み取り部にタッチしてください。福祉パスを提示するだけでは、無料で乗車することはできません。
※ICカードが正しく読み取れない場合は、普通運賃でのご利用になります。
- ご利用区間が福祉パスの対象地域と対象地域外にまたがる場合も、必ず乗車時と降車時にカードの読み取り部にタッチしてください。
- 単独乗車証及び介護付乗車証(㊦表示分)は、記名人以外は利用できません。
- 介護者用通行証(㊧表示分)は、対象区間では介護する方が単独で利用することはできません。
- 福祉パスは、回数券や定期券、特別割引用ICカード((株)スルッとKANSAI発行)など他の乗車券と併せて利用できません。

- 福祉パスは対象区間外であっても、PiTaPaがお使いいただける交通機関であれば普通運賃で利用できます。ただし、身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引の適用はできませんのでご注意ください。

※身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引の適用を希望される場合は、福祉パスを利用せずに、各交通機関の定める方法により、運賃の割引を受けてください。

- 福祉パスをパスケース等に入れてご利用される場合、他のICカードや、硬貨、貴金属、磁気カード(定期券やポイントカード等)と一緒に入れないでください。
- 福祉パスを曲げたり、折ったりしないでください。福祉パスを加工(穴をあける等)しないでください。
- コンビニ等で電子マネーとして利用することはできません。

MEMO

無料で利用できる交通機関と区間

① 神戸市バス



全区間

② 市営地下鉄



全線

西神・山手線(西神中央～新神戸)
海岸線(新長田～三宮・花時計前)
北神線(新神戸～谷上)



神戸電鉄では無料での利用はできません。
(普通運賃となります)



市営地下鉄と神戸電鉄を乗り継ぐ場合

あらかじめ入金(チャージ)することで、福祉パスを使って、市営地下鉄と神戸電鉄の乗り継ぎ乗車ができます。その際、神戸電鉄の普通運賃が引き去られます。

なお、福祉パスで市営地下鉄に乗車し、神戸電鉄で降車される場合は、精算に磁気券(回数券・定期券など)や他のICカード(特別割引用ICカード含む)または現金を使用することはできませんので、必ず入金(チャージ)をした上で改札機をご利用ください

また、磁気券で神戸電鉄に乗車し、市営地下鉄で降車される場合は、精算に福祉パスを使用することはできません。乗車された券で市営地下鉄の精算機で精算をして降車してください。この場合、市営地下鉄の区間についても普通運賃での精算となります。

介護人と共に、市営地下鉄と神戸電鉄の乗り継ぎ乗車をする場合で、身体障害者手帳・療育手帳提示による割引の適用を希望される方は、乗車する駅でお申し出ください。

※神戸電鉄連絡定期券と福祉パスを併用する場合、そのままでは精算に使用できません。定期券購入前に、福祉パスを持参の上「地下鉄三宮駅定期券発売所」にお申し出ください。既に定期券をお持ちの方は、その定期と福祉パスを「地下鉄三宮駅定期券発売所」にお持ちください。神戸電鉄連絡定期券と福祉パスが一体となった定期券を発売します。
(上記いずれの場合も、身体障害者・知的障害者割引の対象となる方は、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちください。)

③ ポートライナー・六甲ライナー



全線(三宮～神戸空港、住吉～マリナーパーク)

④ 神鉄バス



市内全域(下記の場合を除きます)



鈴蘭台～中里町の路線は無料乗車が適用されません。ICカードはご利用になれますが、普通運賃を引き去ります。

⑤ 山陽バス



市内全域



高速バスは利用できません。



市域外でも朝霧駅を発着する路線は無料で利用できます。

⑥ 神姫バス・神姫ゾーンバス



市内全域(シティーラープを除く)

(乗車区間の全てが市内の場合に限り無料で利用できます。ただし、市外から市内をまたがって市外で降車される場合は無料乗車は適用されません。

なお、市内での乗降の場合でも、下記の場合は除きます。)



シティーラープバスは利用できません。



ウッディエクスプレス、関学エクスプレス、関西記念墓園直行便は利用できません。



高速バス(兵庫県外へ運行する路線、明石海峡大橋を通る路線)は利用できません。

X 大久保・高丘・水谷・宮下～三宮・ポーアイキャンパス線は利用できません。

神戸市域外でも、下記の区間は利用できます。

 神戸市内～三田駅
(三田市内のみの利用はできません。)

 神戸市内～フラワータウンセンター間
(三田市内のみの利用はできません。)

 神戸市内～西明石駅・緑が丘駅を結ぶ路線
(全区間)

 神戸市内～明石駅を結ぶ路線
(注)明石駅発着路線のうち、
明石駅～硯町および和坂1丁目間は
利用できます。

 神戸市内～大久保駅を結ぶ路線
(注)大久保駅から天郷／高丘7丁目間は、
大久保西神線で利用できます。

 神戸市内～御坂(三宮～西脇線急行バス)

※上記以外で神戸市外から乗降される場合、
適用外区間の普通運賃を別途いただきます。



ご注意

福祉パスの対象地域と対象外の
地域をまたがるご利用の場合

福祉パスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合、福祉パス対象外区間の普通運賃を収受します。

ICカードでご利用いただきますと、収受する運賃を自動で計算し、事前に入金(チャージ)された金額より引き去ります。

対象区間を越えるご利用の場合でも、福祉パスの無料乗車の適用を受ける場合には、必ずICカードでご利用ください。

ICカードをご利用にならない場合、またはICカードを読み取り部にタッチせず、提示でご利用の場合、ご利用区間の普通運賃を収受いたしますので、あらかじめご了承ください。

※福祉パスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合で、身体障害者手帳・療育手帳を提示される場合は、降車時にICカードを読み取り部にタッチする前に、運転士へお申し出ください。

【ご利用例】



- ① B→C
無料乗車が適用されます。
- ② A→C
(イ)の運賃を引き去ります。

③ A→D

普通運賃を引き去ります。

福祉バス対象地域外どうしの乗降になりますので、途中区間が対象区間であっても、普通運賃を引き去ります。

⑦ 阪神バス



市内全域

神戸税関前～芦屋川の区間は利用できます。



空港バス・高速バスは利用できません。

⑧ 阪急バス



市内全域



市域外でも下記の区間は利用できます。

・有馬線(宝塚駅～山口営業所前・岡場駅・有馬温泉)の赤坂峠・白水峡墓園前以西の区間



深夜バス(概ね23時以降に始発停留所を出発する便)は利用できません。



さくらやまなみバスは全区間利用できません。



ご注意

福祉バスの対象地域と対象外の地域をまたがるご利用の場合

福祉バスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合、福祉バス対象外区間の普通運賃を収受します。

ICカードでご利用いただきますと、収受する運賃を自動で計算し、事前に入金(チャージ)された金額より引き去ります。

対象区間を越えるご利用の場合でも、福祉バスの無料乗車の適用を受ける場合には、必ずICカードでご利用ください。

ICカードをご利用にならない場合、またはICカードを読み取り部にタッチせず、提示でご利用の場合、ご利用区間の普通運賃を収受いたしますので、あらかじめご了承願います。

※福祉バスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合で、身体障害者手帳・療育手帳を提示される場合は、降車時にICカードを読み取り部にタッチする前に、運転士へお申し出ください。



以下の路線では利用できませんので
ご注意ください。

- ・六甲山を走る「六甲山観光(株)」のバス
- ・シティーループ
- ・明石海峡大橋を走るバス
- ・前記①～⑧の事業者以外の運行するバス
(例)住吉台くるくるバス
(住吉台⇄JR住吉駅前)

神戸市域外を無料で乗車できる区間

(——)の区間が無料で乗車できます。

(⋯⋯⋯)の区間は対象外となり、普通運賃です。)

③この図は、神戸市域外を含む路線だけを表示したものです。

④神戸市バスは市域外を含めて全区間乗車できます。

東灘区

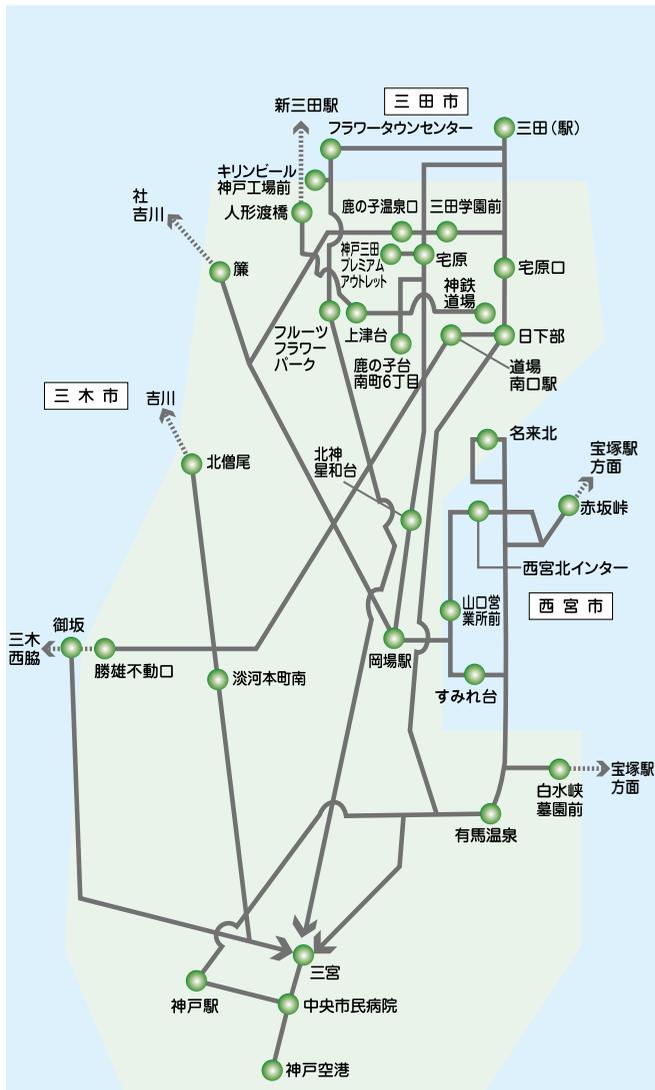
阪神バス



MEMO

北区

神姫バス・神鉄バス・阪急バス



西区・垂水区

神姫バス・神姫ゾーンバス・山陽バス

③大久保駅~天郷/高丘7丁目間は12系統のみ利用可能。



福祉パスの再発行手続き等

紛失又は盗難にあった場合

①福祉パスを紛失・盗難等でなくした方は、

PiTaPa コールセンター紛失・盗難デスク

 **0570-014-999**

(受付：24時間年中無休)

に電話をし、利用停止の申出を行ってください。

(株)スルッとKANSAIにおいて、そのカードの利用停止処理を行い、再発行の手続きに必要な書類(事故カード手続きのご案内)を送付します。

(注意)

※お電話された後、紛失・盗難にあわれた福祉パスが見つかっていても利用できません。見つかった福祉パスは区役所等に返却してください。

※お電話された後、利用停止処理が完了するまでの間に第三者による当該福祉パスの使用により生じた損害については、神戸市及び(株)スルッとKANSAIはその責を負いません。

※お電話が困難な場合は、再発行申請時に区役所でお申し出ください。

②最寄の警察で盗難届・紛失届を提出してください。その際に受理番号を確認してください。(区役所での手続きに必要になります)

③事故カード手続きのご案内が届いた後、以下の物をお住まいの区役所に持参し、再発行の手続きを行ってください。

- ・郵送されてきた事故カード手続きのご案内
- ・福祉パスの交付資格を有することを証する書類(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・中国残留邦人等支援給付受給者本人確認証)

福祉パスは後日、住民票等の住所地に郵送されます。窓口での受取を希望される場合は申請時にお申し出ください。

④紛失又は盗難により、なくなった福祉パスに入金(チャージ)残高が残っている場合は、払戻しができません。

区役所が発行する払戻通知書を市営地下鉄など指定の駅に持参することで、払戻しを受けることができます。(払戻しを受けることができるのは区役所で受付後3日目以降になります)

汚損・破損した場合

①福祉パスを汚損・破損された場合、以下の物をお住まいの区役所に持参し、再発行の手続きを行ってください。

- ・汚損、破損した福祉パス
- ・福祉パスの交付資格を有することを証する書類(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・中国残留邦人等支援給付受給者本人確認証)

※再発行手続きをされる際に、汚損・破損された福祉パスは回収します。

福祉パスは後日、住民票等の住所地に郵送されます。窓口での受取を希望される場合は申請時にお申し出ください。

②汚損・破損された福祉パスに入金(チャージ)残高が残っている場合は、払戻しができます。

区役所が発行する払戻通知書を市営地下鉄など指定の駅に持参することで、払戻しを受けることができます。(払戻しを受けることができるのは区役所で受付後3日目以降になります)

福祉パスが不良等で使用できない場合

①福祉パスが不良と思われる場合は、以下の物をお住まいの区役所に持参し、再発行の手続きを行ってください。

- ・現在お使いの福祉パス
- ・福祉パスの交付資格を有することを証する書類(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・中国残留邦人等支援給付受給者本人確認証)

※再発行手続きをされる際に、現在お使いの福祉パスは回収します。

福祉パスは後日、福祉パス窓口で申請をいただいた住所地に郵送されます。窓口での受取を希望される場合は申請時にお申し出ください。

②持参された福祉パスに入金(チャージ)残高が残っている場合は、払戻しができます。

区役所が発行する払戻通知書を市営地下鉄など指定の駅に持参することで、払戻しを受けることができます。(払戻しを受けることができるのは区役所で受付後3日目以降になります)

福祉パスの交付資格がなくなった場合等

①福祉パスの交付資格がなくなった場合(手帳の期限切れ、受給資格の喪失、市外へ転出する場合等)、または、福祉パスが不要になった場合は、以下の物をお住まいの区役所に持参し、利用停止の手続きを行ってください。なお、届出の有無に関わらず、交付資格の喪失に伴って福祉パスの使用停止措置をとらせていただく場合があります。使用停止となった福祉パスは速やかにお住まいの区役所にご返却いただき、利用停止の手続きを行ってください。

- ・現在お使いの福祉パス
- ・本人確認書類
(マイナンバーカードまたは健康保険証など)

②持参された福祉パスに入金(チャージ)残高が残っている場合は、払戻しができます。

区役所が発行する払戻通知書を市営地下鉄など指定の駅に持参することで、払戻しを受けることができます。(払戻しを受けることができるのは区役所で受付後3日目以降になります)

市外転出等される方は払戻手続きに必要な期間にご留意ください。

再発行及び利用停止の手続きについては、ご本人が手続きできない場合に限り、代理人の方でも手続きが可能です。その際は、それぞれの手続きに必要なものに加え、代理人の方の本人確認書類(マイナンバーカードまたは健康保険証など)も併せて持参してください。

不正使用が行われた場合

- 福祉パスを不正使用した場合、福祉パスを無効として回収します。また、交通事業者が割増運賃を請求することがあります。
- 不正使用が行われた場合、以後2年間、福祉パスの利用資格を停止します。再犯等特に悪質と認められる場合は、以後5年間、福祉パスの利用資格を停止します。
- 福祉パスを紛失した際は、必ず所定の手続きを行ってください。所定の手続きを行っていない場合で、他人が乗車証を不正使用した場合も、当該福祉パスを無効として回収し、利用資格を停止します。
- 福祉パスのカラーコピー等を名義人などが所持・使用等された場合、カラーコピー等及びカラーコピー等された福祉パス(原券)を無効として回収し、利用資格を停止します。

その他

- 福祉パスへの入金(チャージ)及びプリペイド機能の利用に関する事業は、(株)スルッとKANSAIが実施します。
- 次のいずれかに該当する場合、福祉パスの取り扱いを一時停止または中止することがあります。
 - ① 天災、停電、情報システムならびに通信設備の障害等、その他不可抗力により、神戸市及び(株)スルッとKANSAIが福祉パスの取り扱いが困難であると判断した場合
 - ② 情報システムならびに通信設備等の保守により、神戸市及び(株)スルッとKANSAIが福祉パスの取り扱いを一時停止または中止が必要と判断したとき
 - ③ 福祉パス利用可能交通事業者の事情等により、当該交通事業者における記名人の運送等が不可能になった場合、または、福祉パスの取り扱いが一時停止あるいは中止された場合
 - ④ 福祉パスのICチップの不良により、使用できなくなった場合
なお、この場合、神戸市及び(株)スルッとKANSAIは、福祉パスの取扱いを一時停止または中止することにより生じる記名人に対する損害賠償等の責を負わないものとします。
- 福祉パスの入金(チャージ)残高の払戻しは、紛失・盗難、破損・汚損、福祉パスが使用できないとき、福祉パスの交付資格がなくなったとき、福祉パスが不要になったとき等を除き行うことはできません。
- 改札を出ずに複数の交通機関をまたがってご利用の場合、ご利用経路によっては利用できない場合があります。
- その他、交通のご利用に関する事項は、ご利用交通機関の約款等の定めによります。
- お名前・ご住所等に変更が生じた場合は、お住まいの区役所にお問い合わせの上、お手続きください。
- 中国残留邦人等世帯で記名人の変更(名義変更)を希望される場合は、お住まいの区役所で申請をする必要があります(名義変更は年度内1回に限ります)。また、新しいカードの発行まで、申請後概ね6週間程度かかる場合がありますので、申請の時期にご留意ください。
- 郵便不着等の福祉パスは、市で約6ヶ月保管の後、処分します。

MEMO

各社個別の注意事項

▶ 神戸市バス

- 市バスの運行が不能となった場合の他交通機関での振替輸送については、福祉パス利用の対象とはなりません。

▶ 神戸市営地下鉄

- 市営地下鉄の運行が不能となった場合の他交通機関での振替輸送については、福祉パス利用の対象とはなりません。

▶ 神姫バス・神姫ゾーンバス

- バス車内でも入金(チャージ)できます。降車時に乗務員に申し出てください。(千円札のみ。3千円まで)走行中、混雑時はお断りします。あらかじめご了承ください。また、乗務員操作後の入金(チャージ)額の変更・取消はできませんので、ご注意ください。
- 福祉パスと他の乗車券(NicoPa・定期券等)の併用はできません。
例えば、対象地域外を神姫バス定期券、対象地域内を福祉パスでご利用になるなど、区間が連続する場合であってもご利用をお断りします。
- 福祉パスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合で、身体障害者手帳・療育手帳提示による割引の適用を希望される場合は、降車時にICカードを読み取り部にタッチする前に、運転士へお申し出ください。

▶ 阪神バス

- 福祉パスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合で、身体障害者手帳・療育手帳提示による割引の適用を希望される場合は、降車時にICカードを読み取り部にタッチする前に、運転士へお申し出ください。

▶ 阪急バス

- 福祉パスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合、複数人利用(名義の方が同乗者の運賃も合わせて支払うこと)はできません。
- 福祉パスと他の乗車券(hanica・定期券等)の併用はできません。
例えば、福祉パス対象外の地域の阪急バス定期券と福祉パスの両方を使用し、対象外の地域から対象地域へまたがってご利用いただくことは、定期区間内と福祉パス区間が連続する場合であってもご利用をお断りします。
- 福祉パスの対象地域と対象外の地域をまたがってご利用になる場合で、身体障害者手帳・療育手帳提示による割引の適用を希望される場合は、降車時にICカードを読み取り部にタッチする前に、運転士へお申し出ください。

▶ ポートライナー・六甲ライナー

- ポートライナー・六甲ライナーには無人駅がございます。福祉パスの利用ができず近くに係員がいない場合は、インターホンでご連絡ください。

福祉パスQ & A

福祉パス (IC カード) の利用方法

問 ▶ 有効期限はいつまでですか？

答 ▶ 券面に有効期限が表記されています。
なお、有効期限の3か月前までに更新のご案内をお送りします。

問 ▶ 福祉パスを提示して無料で乗車することはできますか？

答 ▶ 福祉パスを提示しても、無料で乗車することはできません。必ずICカード読み取り部にタッチしてご利用ください。

問 ▶ 福祉パスを忘れた場合、福祉パスの交付資格を証するものを提示すれば、無料で乗車できますか？

答 ▶ 福祉パスを忘れた場合は、無料で乗車いただくことはできません。

問 ▶ 福祉パスが不良等で使えないときは無料で乗車できますか？

答 ▶ 福祉パスが不良等で使えない時は、無料で乗車できません。不良時は再発行の手続きを行ってください。(再発行までの間、福祉パスの代わりに利用できる特別証を発行する場合があります)

問 ▶ JR、阪急電車、阪神電車、山陽電車、神戸電鉄などでも利用できますか？

答 ▶ 福祉パスに入金(チャージ)することで、普通運賃でご利用いただけます。ただし、身体障害者手帳・療育手帳提示による各交通機関からの割引の適用は受けられませんのでご注意ください。また、上記以外のPiTaPaがお使いいただける交通機関でも普通運賃でご利用いただけます。

介護者用通行証(添表示分)の利用方法

問 ▶ 介護対象者の送迎時等、介護者のみで利用することはできますか？

答 ▶ 対象区間では、送迎時であっても、介護者用通行証(添表示分)を介護者が単独で利用することはできません(不正使用となります)。必ず、介護対象者と同乗してご利用ください。

問 ▶ 介護者用通行証(添表示分)を、介護対象者本人が使用することはできますか？

答 ▶ 介護者用通行証(添表示分)を、介護対象者本人が使用することはできません(不正使用となります)。必ず、ご自身の福祉パス(㊦表示分)をご利用ください。

入金(チャージ)について

問 ▶ 入金(チャージ)の最低金額はいくらからですか？

答 ▶ 最低金額は千円です。

問 ▶ 入金(チャージ)残高の確認はどうやって行うのですか？

答 ▶ 運賃の引き去りが行われる場合に限り、利用時に、利用金額と入金(チャージ)残額が、駅の改札機やバスの車載機に表示されます。また、券売機などで残高確認ができます。

問 ▶ 電車などの利用を最後に、福祉パスが利用できなくなった。どうすれば利用できるようになりますか？

答 ▶ 電車などで降車される際、タッチが不十分だったため降車の手続きが完了していない可能性があります。最後にお使いになられた交通事業者の駅窓口でご相談ください。

問 ▶ 福祉パスの利用履歴はどこに行けばわかりますか？

答 ▶ 福祉パスの利用履歴は、運賃の引き去りが行われた利用履歴に限り、券売機などで確認ができます(直近20回分)。

問 ▶ 紛失・盗難、IC不良の再発行の手続きを教えてください。再発行の手数料は必要ですか？

答 ▶ お住まいの区役所で福祉パスの再発行申請をする必要があります。なお、再発行まで、申請後6週間程度かかる場合があります。再発行の手数料は不要です。
※詳しい説明をP.26～29に記載しています。

問 ▶ 払戻しは自由にできるのですか？

答 ▶ 福祉パスの入金(チャージ)残高の払戻しは、紛失・盗難、破損・汚損、福祉パスが使用できないとき、福祉パスの交付資格がなくなったとき、福祉パスが不要になったとき等を除き行うことはできません(区役所で手続き後、3日目以降に指定の駅で行うことができます)。

※払戻しができる駅

- ・市営地下鉄各駅
- ・ポートライナー 三宮駅
- ・六甲ライナー 住吉駅
- ・神戸電鉄 鈴蘭台駅・谷上駅・岡場駅

●地方公共団体等特殊乗車証付 IC 証票取扱規程

施行 2008年8月1日

改定 2013年3月1日

【この規程の目的】

第1条 この規程は、株式会社スルッとKANSAI(以下、「当社」といいます。)が地方公共団体等と共同で発行するICチップを搭載したプリペイド機能を有する電子式証票(以下、「IC証票」といいます。)を使用してPiTaPa導入交通事業者または相互利用先交通事業者を利用する記名人等の運送等について、合理的な取扱い方法を定め、記名人等の利便向上と円滑な利用促進を図ることを目的とします。

【用語の意義】

第2条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「地方公共団体等」とは、当社と共同で当該IC証票を発行する地方公共団体または地方公共団体の担当部局等をいい、当該IC証票ごとに別に定めます。
- (2)「記名人」とは、地方公共団体等よりPiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者で使用可能なIC証票の交付を受けた、IC証票に本人名が記載された本人をいいます。
- (3)「記名人の介護者」とは、記名人において地方公共団体等が実施する施策の対象となる交通事業者を利用するにあたり、地方公共団体等が介護を要する者として認定した記名人を介護する者で、当該交通事業者を利用する都度、記名人が指定する者をいいます。
- (4)「記名IC証票」とは、記名人の使用に供するIC証票をいいます。
- (5)「介護者IC証票」とは、記名人の介護者の使用に供する無記名式IC証票をいいます。
- (6)「PiTaPa導入交通事業者」とは、スルッとKANSAI協議会加盟の鉄軌道事業者および一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、当社とIC決済サービスPiTaPaに関する契約を締結し、PiTaPaを使用して旅客の運送等を行う事業者をいいます。
- (7)「相互利用先交通事業者」とは、スルッとKANSAI協議会非加盟の鉄軌道事業者および一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、PiTaPaを使用して旅客の運送等を行う事業者をいいます。
- (8)「バリュー」とは、IC証票に記録される電子的金額で、もっぱらPiTaPa導入交通事業者または相互利用先交通事業者における旅客運賃の支払い等に充当するものをいいます。
- (9)「プリペイド」とは、PiTaPa導入交通事業者または相互利用先交通事業者を利用した際に、旅客運賃額に相当するバリューをIC証票から引去る機能をいいます。
- (10)「チャージ」とは、現金によりIC証票のバリューを積増しすることをいいます。

【適用範囲】

第3条 IC証票の取扱いについては、この規程および別に定める細則のほか、当該地方公共団体等が制定する取扱要綱等(以下、「要綱等」といいます。)の定めるところによります。

- 2 IC証票による記名人等の運送等については、PiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者が制定する旅客営業規則、運送約款等(以下、「運送約款等」といいます。)の定めるところによります。
- 3 この規程が変更された場合、以降のIC証票による記名人等の運送等については、変更された規程の定めるところによります。
- 4 この規程に定めのない事項については、別に定めるところによります。

【規程等の設置】

第4条 この規程およびこの規程に基づく定めについては、地方公共団体等が定めるところに設置します。

【規程等の変更】

第5条 この規程およびこの規程に基づく定めについては、予告なく変更することがあります。

【発行】

第6条 当社および地方公共団体等は、要綱等の定めに基づき、当該IC証票を発行します。

【IC証票の所有権】

第7条 IC証票の所有権は、当社および地方公共団体等に帰属します。

【使用】

- 第8条 記名IC証票は、IC証票に記載された記名人本人のみ使用できます。
- 1 介護者IC証票は、記名人において介護が必要な場合に指定する介護者1名が使用できます。
 - 2 記名人は、記名人以外の他人に記名IC証票および介護者IC証票を貸与、譲渡、質入等することはできません。

【管理】

第8条の2 IC証票の管理は、記名IC証票および介護者IC証票とも記名人が管理責任を負います。

【有効期限】

第9条 IC証票の有効期限は、券面に記載のとおりとします。ただし、要綱等の定めるところにより、有効期限内であっても使用できなくなる場合があります。

【更新】

第10条 有効期限切れとなったIC証票の更新は、要綱等の定めるところによります。

【届出事項の変更】

第11条 記名人は、IC証票の発行時に届出した事項に変更が生じた場合は、要綱等の定めに基づき、速やかに変更事項を予め指定した先に届け出なければなりません。

【効力】

第12条 IC証票は、PiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者が具備する自動改札機等および車載装置等で処理することにより、当該事業者で有効なブレイド式のIC証票として使用することができます。

ただし、2013年2月以前に発行されたIC証票は、一部の相互利用先交通事業者では、利用できないものとします。

- 1 前項の場合、PiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者、ならびにその使用可能な路線、区間等は、別途、当社および当該交通事業者が公表するところによります。
- 2 地方公共団体等が定める優待乗車については、要綱等のほか、優待制度を適用するPiTaPa導入交通事業者が制定する運送約款等の定めるところによります。

【チャージ】

第13条 記名人等は、PiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者が任意に具備するチャージ機能を有する設備において、運送約款等の定めるところにより、バリューをチャージすることができます。

- 2 前項の場合、バリューは20,000円を超えてチャージすることはできません。
- 3 前2項によりチャージしたバリューは、別に定める場合を除き、払戻すことはできません。

【バリュー残額の確認】

第14条 記名人等は、PiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者が任意に具備する設備等において、運送約款等の定めるところにより、IC証票のバリューの残額を確認することができます。

【利用履歴の確認】

第15条 記名人等は、PiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者が任意に具備する設備等において、運送約款等の定めるところにより、IC証票の利用履歴を次に定めるとおり確認することができます。

- 1 利用履歴の内容は、IC証票に電子的に記録されている最近の利用履歴から最大20件まで遡り、確認することができます。
- 2 前項の定めに関わらず、次の各号の1に該当する場合は利用履歴を確認することができない場合があります。
 - 1 自動改札機等において、入場処理後、出場処理が行われていない利用。
 - 2 第12条第3項のうち、自動改札機等または車載装置等において、運賃相当額の引去が行われない利用。
 - 3 自動改札機等または車載装置等において、IC証票への電子的処理が完全に行われていない場合。
 - 4 その他特に当社がやむを得ない事情によると認められた場合。

【使用上の制限事項】

第16条 当社または地方公共団体等は、次の各号の1に該当する場合、IC証票の取扱を一時停止または中止することがあります。なお、この場合、当社および地方公共団体等は、IC証票の取扱いを一時的停止または中止することにより生じる記名人に対する損害賠償等の責を負わないものとします。

- 1 天災、停電、情報システムならびに通信設備の障害、戦争等、その他不可抗力により、当社または地方公共団体等がIC証票の取扱が困難であると判断したとき。
- 2 情報システムならびに通信設備等の保守により、当社または地方公共団体等がIC証票の取扱いを一時停止または中止が必要と判断したとき。
- 3 PiTaPa導入交通事業者あるいは相互利用先交通事業者の事情等により、当該交通事業者における記名人等の運送等が不可能となった場合、またはIC証票の取扱が一時的停止あるいは中止されたとき。
- 4 IC証票の不良により、使用できなくなったとき。

【無効となる場合等】

第17条 IC証票でPiTaPa導入交通事業者および相互利用先交通事業者を利用する際、当該交通事業者が定める運送約款等の定め違反して使用し、または使用しようとした場合は、当該交通事業者はIC証票を無効として取扱うことができます。

- 2 前項の場合、当該交通事業者はIC証票を回収することができます。

【紛失・盗難】

第18条 記名人は、IC証票を紛失し、または盗難に遭った場合は、要綱等の定めに基づき、速やかにその旨を予め指定した先に届出なければなりません。

2 当社および地方公共団体等は前項の届出により、当該IC証票の使用停止措置を行います。なお、届出後に、当該IC証票が発見された場合でも、これを取消すことはできません。

- 3 前項の使用停止措置が完了するまでの間に第三者による当該IC証票の使用により生じた損害については、当社および地方公共団体等は其の責を負いません。

【再発行】

第19条 当社および地方公共団体等は、別に定める場合を除いてIC証票の再発行は行いません。

【使用の停止】

第20条 IC証票が不要となった場合は、記名人またはその代理人は、別に定める方法により使用停止の手続きを行うものとします。

2 当社および地方公共団体等は、前項のほか、別に定める場合、IC証票の使用停止措置を行うことができます。また、以降のIC証票の発行を行わない場合があります。

【個人情報の取扱い】

第21条 当社は、地方公共団体等からの委託を受けてIC証票の発行および運営業務を遂行するにあたり必要となる氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報について、業務上、必要となる範囲に限定して、適切な保護措置を講じた上で取扱うものとします。

2 当社は、前項に定めるIC証票の発行および運営業務を第三者に委託できるものとし、その際、当社は第三者に対して前項同様の保護措置を講じる義務を課すものとします。

附則

この規程は、2008年8月1日より施行します。

株式会社スルッとKANSAI

●神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証取扱細則

【適用範囲】

第1条 地方公共団体等特殊乗車証付IC証票取扱規程(以下、「規程」といいます。)に基づく、神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証(以下「乗車証」といいます。)の取扱方については、同規程によるほか、この細則(以下、「細則」といいます。)の定めるところによります。

【用語の意義】

第2条 細則においては、規程に定める用語の意義を準用します。

【用語の読み替え】

第3条 規程における「地方公共団体等」とは、神戸市と読替えます。

【発行】

第4条 この乗車証は、株式会社スルッとKANSAI(以下、「当社」といいます。)と神戸市が共同で発行します。

【規程および細則の設置】

第5条 規程および細則は、神戸市の各区役所に設置します。

【再発行】

第6条 当社および神戸市は、次の各号の1に該当し、記名人から神戸市が制定する神戸市敬老優待乗車制度実施要綱及び神戸市福祉乗車証交付要綱等(以下、「要綱等」といいます。)の定めるところにより申請があった場合は、規定第19条にかかわらず乗車証を再発行します。

- (1)紛失に遭ったとき。
- (2)盗難等に遭ったとき。

(3)乗車証の破損、汚損等により、使用できなくなったとき。

(4)乗車証の不良により、使用できなくなったとき。

(5)規程第11条の定めによる届出事項の変更等により、乗車証の再発行が必要となったとき。

2 その他、再発行に係る諸手続きについては、要綱等の定めるところによります。

【使用の停止】

第7条 乗車証が不要となった場合は、記名人またはその代理人は要綱等の定めるところにより乗車証の使用を中止する旨を神戸市に申請のうえ乗車証を返却するものとし、これを受けて当社および神戸市は当該乗車証の使用停止措置を行います。

2 当社および神戸市は、前項のほか、次の各号の1に該当する場合、乗車証の使用停止措置を行うことができます。また、以降の乗車証の発行を行わない場合があります。

- (1)記名人が要綱等に定める受給資格要件に該当しなくなったとき。
- (2)記名人が規程第8条第3項の定め違反したとき。
- (3)記名人又は記名人の介護者が乗車証をその他不正の手段として使用し、または使用しようとしたとき。

【バリューの払戻し】

第8条 規程第13条第3項の定めに関わらず、次の各号に該当し、記名人から要綱等の定めるところにより申請があった場合は、当社は払戻しを行うことができます。

- (1)規程第9条に定める有効期限を超過したとき。
- (2)規程第9条のただし書きに定める事由により、乗車証が使用できなくなったとき。
- (3)規程第18条の定めにより、紛失・盗難の届出があったうえで、第6条に定める再発行の手続きを行ったとき。
- (4)第7条第1項の定めにより、使用停止措置を行ったとき。
- (5)第7条第2項第1号の定めにより、使用停止措置を行ったとき。

2 前項の定めに関わらず、前条第1項により払戻しを行う場合は、要綱等の定めにより、代理人による手続きを可能とする場合があります。

3 第1項第5号により払戻しを行う場合は、記名人は当社に対してバリュー払戻手数料として210円を支払うものとします。

4 第1項の定めに関わらず、バリューの払戻期限は、払戻しの申請が可能となった翌日から起算して10年間とします。

5 その他、払戻しに係る手続きについては、要綱等の定めるところによります。

附則

この細則は、2024年4月1日より施行します。

なお、この細則の施行に伴い、2013年3月1日より施行の神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証取扱細則は失効するものとします。

株式会社スルッとKANSAI

福祉パスお問い合わせ一覧

福祉パスに関すること

神戸市総合コールセンター

 **0570-083330**

または

 **078-333-3330**

(年中無休 8:00～21:00)

● FAX・Eメールでのお問い合わせはこちら

[FAX] 078-322-6046(神戸市)

[Eメール] kourei@office.city.kobe.lg.jp

福祉パスを紛失した場合や盗難にあった場合

(カードを利用停止にする時)

PiTaPaコールセンター紛失・盗難デスク

 **0570-014-999**

(24時間年中無休)

この冊子は、現在の情報に基づいています。
内容が変更になる場合がありますのでご注意ください。

2024年6月作成 神戸市

- ◆本冊子は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。
- ◆リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
- ◆本冊子は印刷用の紙へのリサイクルに適したAランクのみを用いて作製しています。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

KOBE 
CITY of DESIGN